

令和5年度第3回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年10月16日(月) 18:00~19:05
- 2 開催場所 旭川市総合庁舎議会棟第2委員会室(旭川市6条通9丁目)
- 3 出席者 **【委員】** 11名
飯野委員, 石塚委員, 上田委員, 大野委員, 葛西委員, 木下委員, 田中(紀)委員,
堤委員, 土川委員, 中田委員, 松林委員
【事務局】 8名
幾原雪対策担当部長
澤渡土木部次長(土木事業所長)
(雪対策課) 時田課長, 熊澤主幹, 高垣補佐, 伊藤補佐, 村形補佐, 近江主任
- 4 欠席者 **【委員】** 4名
帯川委員, 齊藤委員, 田中(弘)委員, 中込委員
- 5 傍聴者等 傍聴者1名, 報道記者2名
- 6 議題 (1) 令和5年度の雪対策の取組について
(2) 旭川市雪対策基本条例について
(3) 旭川市雪対策基本条例に基づく対応について
- 7 資料 次第
資料1 令和5年度の雪対策の取組
資料2 旭川市雪対策基本条例
資料3 雪出し行為への対応フロー
資料4 雪出し対応チラシ
参考資料 (仮称) 旭川市雪対策基本条例素案
- 8 会議録(要点) 別紙のとおり

会議録（要点）

1 事務局から報告

本日の出席委員数が過半数を超えており本審議会が成立していること、会議は公開かつ傍聴できることとしており、傍聴者の定員を5名とすること、本日の傍聴者数が1名であること及び前回審議会の会議録配布について事務局から報告。

2 雪対策担当部長挨拶

旭川市雪対策基本条例が制定、施行となったことから、雪対策担当部長から委員に対し、諮問から1年以上の間審議がなされたことに対する謝辞があった。

3 開会

ただいまより、令和5年度第3回旭川市雪対策審議会を開催します。

4 議題（1）

会長の進行のもと、資料1に基づき、令和5年度の雪対策の取組について事務局から説明があった後、事務局で制作した旭川市の除雪体制や除雪オペレータに関するPR動画を放映し、終了後質疑応答を行った。議事進行は次のとおり。

【会長】

この動画を見て、改めてオペレータの活躍が私たちの日常生活を支えていると実感しました。動画の前には令和5年度の雪対策の取組について事務局から説明があり、ポイントとしては、除雪センターの機能集約や充実のため、主センターを総合的な窓口として業務の管理機能や電話などの相談窓口を集約し、支所センターは主センターに寄せられた改善要望などの現地対応をすること、またデジタル技術を活用して、出動判断のパトロールの省力化や吹雪などで見えにくいときの除雪作業のサポートなど、除排雪体制の維持に向けた様々な取組を行うこと、それから、除雪相談会や出前講座といった情報発信に取り組むことなどの説明がありました。こちらに関して、御意見御要望、質問等がありますか。

【委員】

除雪相談会について、「去年は家の前の電柱のあたりに雪が積まれて困った。今年はこうして欲しい」というような除排雪に関する個別の相談を受ける会議だと思いましたが、4時間は長すぎるのではないのでしょうか。

また、日中除雪の検討とありますが、実際やるとなると大変だと思います。去年と同じように計画を立てて実施するっていうことでしょうか。

【事務局】

相談される方がずっと会場にいていただくのではなく、開催時間帯の中で、御希望の時間帯に自由にお越しいただけるような開催形式としています。日中除雪については、昨年度と同様にモデル事業で実施する予定です。除雪業務を受託する企業が決まってから、企業や地域の皆さんと場所など相談しながら進めていきたいと考えています。

【委員】

モデル地区での検証結果の報告を来年度お願いしたいと思います。

【委員】

オペレータの方々の日々の努力などが映し出され、とても分かりやすい動画と感じました。路上駐車の話も出ていましたが、道路への雪出し行為などの迷惑行為も除雪作業に支障があるんですよといった、市民に対する啓発活動をもっと行うと良いのではないかと感じました。

【委員】

オペレータの仕事内容など知ることができ、とても魅力的に感じました。せっかく作った動画なので、YouTube だけでなくほかの SNS も活用して発信してはどうかと思います。除雪の担い手となる若者を増やすきっかけにもなると思います。

【会長】

今年度の除排雪が計画のとおり進むよう取り組んでもらいたいと思います。

5 議題（2）及び（3）

会長の進行のもと、資料2及び参考資料に基づき旭川市雪対策基本条例について、また資料3及び4に基づき旭川市雪対策基本条例に基づく対応について事務局から一括して説明があった後、質疑応答を実施した。議事進行は次のとおり。

【会長】

議題の（2）の説明では、条例素案では「市の役割」としていたものを条例では「市の責務」としたこと、市民や事業者が適正に雪を処理する敷地について、所有、使用する敷地に加え、管理する敷地も加えたことなど、条例の制定に当たって市の内部で協議の結果修正した内容の説明がありました。また議題の（3）の説明では、法令の前段として条例で指導勧告の設定を設けたので、これを踏まえた雪出し行為があった場合の対応フローと、周知啓発の強化に取り組んでほしいという意見を踏まえて新たに制作しているチラシについて説明がありました。こちらについて、皆さんから御意見、御質問はありますか。

【委員】

雪出し行為への対応フローでチラシの投函や看板設置とありますが、道路への雪出しをしないようにという看板の設置などは、除雪センターや土木事業所で行うということですか。

【事務局】

はい、チラシの雪出しの部分加工するなど、工夫しながら看板を製作しようと考えています。

【委員】

今さらの話ですが、河川といっても小さい川などもありますが、一切投雪しては駄目ってことですよ。

【事務局】

川だったり河川だったりいろいろありますが、投雪して流水に支障があるような行為は、遵守事項に該当します。ただし、消流雪事業による基北川の一部では、作業方法や時間を定めた上で投雪しても良いことになっています。

【委員】

北海道が管理する河川に投雪した場合でも旭川市で対応するのでしょうか。

【事務局】

対応フローにありますとおり、河川管理者の北海道がある程度注意や指導をしても改善されない場合には、旭川市に情報提供を受け、条例による対応を行うことも想定されます。

【委員】

チラシで、「投雪者や周辺にお住まいの方、子どもなどが河川に転落する危険があります」と記載されています。雪を捨てると転落する可能性があるのでしょうか。

【事務局】

投雪する行為自体が危険なこともありますし、投雪するため雪山にスロープができて柵を乗り越えられるようになってしまうこともあります。

【委員】

対応フローの流れについて、まずは管理者側で問題者に対して対応し、その行為が繰り返されたときに旭川市に相談が来るのか、それとも都度、対応状況がすべからく旭川市に入ってくるのか、どのような流れを想定しているのでしょうか。

【事務局】

道路管理者や河川管理者がある程度対応したケースのうち、条例による行政指導をした方が良いと各管理者が判断したものについて、旭川市が引継ぎを受け対応するイメージです。

【委員】

資料4のチラシを町内会で回覧するとの話がありましたが、資料1の除雪センターの対応時間が結構複雑だったり、除雪相談会も開催されたりします。市民への周知は広報誌で行う予定なのでしょうか。

【事務局】

除雪センターの関係などについては、広報誌のほか、各地区の除雪連絡協議会で町内会長などにお集まりいただき説明します。また、相談会はチラシと同様に町内会で回覧をお願いする予定です。

【会長】

雪出し行為への対応フローについては、まだ調整中との事務局の説明でしたので、今後指導勧告を含め検討が必要になってくると思います。

【委員】

警察にも雪出し行為で110番で通報が来ることがあります。警察の対応としては、行為者がいて危険な状況があり、それを回復させるということが原則になります。各管理者との連携では合同で対応するなどの状況が考えられますが、管理者と警察の情報の共有について詰めていくことが今後連携していく上で重要になると思います。

【会長】

これからフローを固めていくとの話ですので、審議会が終了後にもし御意見があれば事務局まで連絡してもらいたいと思います。

旭川市雪対策基本条例が9月15日から施行されましたが、皆さんとこれまで検討してきた内容が条例化されたことは非常に良かったと思います。ありがとうございました。

6 その他

会長の進行のもと、事務局より、広報あさひばし11月号で例年掲載の今年度の除排雪体制の案内に加え、旭川市雪対策基本条例の制定や、雪出し行為、路上駐車などルールやマナーの啓発に関する案内を掲載する予定で、この中で条例に対する思いなど会長へのインタビュー記事も掲載する予定であるとの報告があった。

また事務局より次回開催に係る連絡事項として、除雪センターや雪堆積場など除排雪の現場視察と雪対策の進捗状況説明のため、令和6年1月中旬～下旬に開催を予定していること、調査票により日程調整し、会長と協議の上開催日を決定することの報告があった。

7 閉会

【会長】

以上で令和5年度第3回雪対策審議会を閉会します。